

一般財団法人県立桑名高等学校同窓会奨学財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人県立桑名高等学校同窓会奨学財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県桑名市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三重県立桑名高等学校の在校生及び卒業生で、学習意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難である生徒に対し、勉学に必要な資金の一部を給付（返済不要）し、安心して勉学に励めるよう奨学金支給事業を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
 - (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、三重県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、後記財産目録記載の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の承認を要する。
- 3 基本財産以外の財産を基本財産に繰り入れようとするときは、評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 基本財産のうち現金は、確実な銀行又は信託銀行に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 運用財産は、基本財産以外の財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 寄付金品
 - (2) 基本財産から生じる収入
 - (3) その他の収入

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

- 2 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に定めるものをいう、以下同じ)の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的にある事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、評議員現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わることができない。
- 3 次の決議は、第1項の規定に加え、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事の選任に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名以上を業務執行理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、業務執行理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人、及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他の特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

第25条 役員の報酬については、その勤務実態に即し、評議員会において別に定める総額の範囲以内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができることとし、役員の地位にあることのみに基づいては支給しない。

(責任の免除及び限定)

第26条 この法人は、役員が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) この法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集及び議長)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、理事現在数の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は決議に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）には、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 選考委員会

(選考委員会)

第32条 この法人に、第4条第1項第1号から第2号の事業の対象となる者を選考するための選考委員会を置く。

2 選考委員会の構成及び運営に関しては、別途理事会において規定を定める。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条第2項についても適用する。

(合併、事業の譲渡)

第34条 この法人が合併或いは事業の全部の譲渡をしようとするときは、評議員会の決議を得なければならない。

2 この法人が事業の一部の譲渡をしようとするときは、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議を要する。

3 第1項及び第2項の決議については、特別の利害関係を有する評議員は決議に加わることができない。

(解散)

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 補則

(株主の議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

(設立時評議員)

1 当法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 岡野良子 後藤隆彦 加藤寛 高橋省吾 市川景範
岡田順二 杉本芳昭 鵜飼史郎 加藤正一

(設立時役員等)

2 当法人の設立時理事、設立時理事長及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 伊藤隆彦 西村治生 加藤武夫 石川郁子 水谷栄一
石上秀之 伊藤剛康
設立時理事長 (代表理事) 伊藤隆彦
設立時監事 萱野治道 小杉悟

(最初の事業計画)

3 当法人の設立時初年度の事業計画及び収支予算は、第8条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

4 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

5 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 三重県桑名市鍛冶町31番地
設立者 伊藤隆彦

(財産目録)

設立に際して設立者が拋出する財産及びその価額
伊藤隆彦 現金 300万円

以上、一般財団法人県立桑名高等学校同窓会奨学財団を設立のため、設立者伊藤隆彦の定款作成代理人である司法書士伊藤博子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和3年3月24日

三重県桑名市鍛冶町31番地
伊藤隆彦